

# 山形県立天童高等学校 部活動に係る活動方針

令和2年2月21日改訂

## 1 部活動基本方針

- (1) 部活動を通じて、生徒がスポーツや文化・芸術活動に親しむ基礎を形成し、本校の教育目標に定める資質・能力の育成を図る。
- (2) 生徒が部活動以外の幅広い体験の機会や家族や友人と関わる時間を確保できるように、部活動の活動計画を立てる。
- (3) 部顧問が担う学習指導や校務分掌の業務等の部活動以外の業務とのバランスにも配慮しながら、教員の長時間勤務の改善を図る。
- (4) 山形県のスポーツ及び芸術文化活動等の振興、本校の特色ある教育活動の推進のために活躍が期待される部活動については強化指定部とする。

## 2 部活動の休養日及び活動時間について

- (1) 休養日
  - ・週当たり、2日以上（平日1日以上、週休日1日以上）設定する。
  - ・強化指定部は、週当たり、1日以上、月当たり、週休日2日以上設定する。
  - ・休養日は年間104日以上設定する。（強化指定部も含む。）
    - ※週休日・・・土曜日、日曜日のこと
- (2) 活動時間の上限
  - ・平日：2時間程度（強化指定部は3時間程度）
  - ・週休日等：3時間程度（強化指定部は5時間程度）
    - 注：「週休日等」とは学校の生徒休業日（週休日、休日、長期休業期間）のこと
  - ・大会、練習試合、合宿等の場合は1日の活動時間の上限は設定しないが、参加する大会等を精選し、練習試合の数も過度に多くならないようにする。
- (3) 長期休業中の休養日
  - 生徒が部活動以外の多様な活動に参加できるように、ある程度長期の休養期間を設定し、年間活動計画に記載する。
- (4) その他
  - ア 定期考査前の学校が指定した期間及び定期考査期間中は部活動休止期間とする。考査前後に大会・発表会があるためにこの期間に部活動を実施する場合は、部顧問が「部活動特別許可願」を提出し、校長の許可を得る。
  - イ 学校一斉退校日における部活動は17時までとする。
  - ウ 年間活動計画に記載された「目標とする大会等」の前に校長の許可を受けただうえで、「特別強化期間」を10日間程度設定することができる。「特別強化期間」中は練習時間を1時間延長することができる。また、休養日を週当たり、1日とすることができる。ただし、その場合は大会後に休養日を振り替えて休養日の日数を確保し、年間活動計画に記載する。

## 3 年間計画及び活動実績について

- (1) 部顧問は、4月の指定された日までに年間活動計画を作成して校長に提出する。
- (2) 部顧問は、毎月初に前月の活動実績を校長に提出する。
- (3) 年間活動計画には「目標とする大会等」を明記する。

## 4 強化指定部について

- (1) 強化指定部については、別に指定の基準を定め、部活動委員会で審議し、校長が毎年度4月に指定する。

※上記以外の事項については、山形県教育委員会の方針に則って実施する。

上記方針は令和2年4月1日から実施する。